

亀山市告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり廃止したので、同条第3項において準用する同法第9条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和5年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 20209
- 3 路線名 亀山市斎場線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 住山町字下古野2番地先
 - (2) 終点 野村二丁目208番4地先
- 5 重要な経過地 なし

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21467
- 3 路線名 住山団地32号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 住山町字下古野23番地内
 - (2) 終点 住山町字下古野23番地内
- 5 重要な経過地 なし

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21478
- 3 路線名 住山団地31号線

4 道路の区間

(1) 起点 住山町字下古野2番地内

(2) 終点 住山町字下古野2番地内

5 重要な経過地 なし